間税会なると

No.15号
平成27年１月１日

消費税　活かすみんなの　間税会

（鳴 門 市 ） ド イ ツ 館

基 本 理 念

■間税会は、間接税に関する唯一の協力団体として、他に先駆けて消費税の調査研究を行い、消費税等に関する提言活動を行っています。

■消費課税の充実が図られつつある中、これまでの活動の経験を生かし、消費税を中心とする長期的に安定したわが国間接税制度の確立を目指し、行政協力を基本理念として行動します。

事務局／鳴門市撫養町南浜字蛭子前東７－２(有)中林時計店内）　TEL（088）685-4073

会長あいさつ

鳴門間税会
会長
春 木 扶佐子

新年明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましてはお健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当会の運営・活動につきまして温かいご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。又、井上税務署長様はじめ、税務当局の皆様方には当会に対しまして深いご理解と多大なるご支援を賜りまして、心よりお礼申し上げます。

さて、昨年は悪天候や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が長引き、個人消費が落ち込み、景気回復に一服感が続きました。しかし、県内では世界的な景勝を誇る鳴門の渦潮の世界遺産登録に向け、さまざまな取り組みが行われ、青色ＬＥＤの製品化に世界で初めて成功した徳島大学出身の中村修二さんがノーベル物理学賞を受賞。徳島ヴォルティスの初Ｊ１リーグ戦では、たくさんのサポーターが鳴門を訪れ、大きな賑わいや経済効果に結びつきました。再び、Ｊ１のステージに戻られることを心から願います。

当会の事業活動といたしましては　文化イベント、青年部・女性部の合同研修会を中心に行っておりますが　新たな取り組みとして小・中学生を対象とした租税教室の開催を予定しております。税務協力団体として未来の納税者に対する税の啓蒙活動は　木内青年部会長の熱い思いから今後、最重要事業として力を入れていくつもりでいます。

11月27日に開催されました「青年部・女性部の合同研修会」にもたくさんのご出席をいただき、大変好評でありました。今後も充実した研修会、講演会、会員間の交流会を継続していきたいと思います。また、恒例となっております文化イベントは３月21日に開催予定です。今回はドイツ館でオペラを予定しております。イベントを通じて税知識と納税に関する知識の高揚と啓蒙活動、鳴門における芸術文化の向上、賑わいにつながるような活動にしたいと思います。皆さまのご協力をよろしく、お願いいたします。

また、平成27年10月から個人番号及び法人番号が通知され、平成28年１月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始されることとされています。今後、概要および利用について勉強会等を開催し、みなさまがたに社会保障・税番号制度についてご理解いただきたいと思います。今後、少子高齢化の進展に伴い、増大する福祉財源の確保の必要性や財政の健全化等を図るために、消費税の重要性は益々大きくなるものと考えられ、間税会の役割は大変重要となると思われます。そのためにもわれわれは、勉強会を重ね、税務当局との連携を図りながら、より一層推進して参りたいと存じます。

最後になりましたが、会員の皆さまのご健勝、ご繁栄、並びに税務当局の皆様のますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

鳴門税務署長あいさつ

鳴門税務署長
井上　毅

新年あけましておめでとうございます。

平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

鳴門間税会の会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、消費税をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚に努められるとともに、地域貢献活動にも積極的に取り組まれております。

特に、ドイツ（リューネブルク市）との文化交流イベントを積極的に行うなど、全国的にも誇れる素晴らしい活動を行っておられます。７年目となる今年は、３月にオペラなどを企画されており、私も楽しみにしております。

このような鳴門間税会の活動は、春木会長をはじめ役員並びに会員の皆様方のご尽力と深く敬意を表する次第です。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化・ＩＣＴ化が進展するとともに、国税通則法や消費税法等の改正が行われるなど大きく変化してきております。

このような環境の変化に的確に対応しながら、内国税の適正かつ公平な課税の実現と期限内納付の推進を図ることにより、国民の皆様からの理解と信頼を得ていくことが重要と考えております。

特に、私どもが最重要課題として取り組んでいる「e-Taxの普及・定着」につきましては、貴会の事業活動の一つとして、積極的に取り組んでいただいているところであります。

お陰様をもちまして、確定申告などにe-Taxを利用していただいている企業も順調に増えております。これまでのご協力に心から感謝申し上げますとともに、更なる普及・定着に向けて、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、現在、国税庁では、平成28年１月からの社会保障・税番号制度の利用開始に向けて作業を進めているところであります。今後の利用開始に向けまして「社会保障・税番号制度の概要」及び「国税分野における番号利用」について、国税庁ホームページ等を通じて周知することとしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この新しい年が貴会のますますのご発展と会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

青年部会長あいさつ

鳴門間税会
青年部会長

木内稔彦

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。平素は鳴門間税会青年部活動に格別なるご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。青年部会員の皆様が、新しい年を健やかに迎えられましたことにお慶び申し上げます。

昨年も高松国税局、鳴門税務署、本会親会関係各位の方々に全面協力、支えていただきまだまだ微力ですが青年部・女性部合同研修会開催させていただきました。誠にありがとうございました。

さて日本全体を見渡しますと真に経済復興を遂げたというには難しく、各地域において震災後の復旧・復興・過疎化・人口の減少と高齢化等様々な課題が多く存在しています。次世代を担い、より良い社会を創造する責任世代として私たち青年部が先頭に立ち、潜在する可能性に目を向け、地元地域の未来を一歩ずつ切り拓いていく存在にならなければなりません。今年から私たち青年部が率先して学び、考え、決意し、行動していきたいです。

平成26年10月に鳴門税務署にて小学校６年生対象の租税教室講師育成研修会に青年部部員若干名ですが研修受けてまいりました、児童の皆様と共に税について勉強できればと切に願っています。租税教室を青年部が研修開催できるよう皆様のお力、ご協力のほど心からよろしくお願いいたします。

最後なりましたが、青年部活動は家庭と仕事、そして地元地域という基盤があってこそ行えます、家族や社員、地元地域の方々に対して“感謝”の気持ちを忘れず、様々な形でお返し、還元するという強い想いを持って活動してまいります。

今後益々の青年部部員の発展、ご活躍、ご支援賜りますようお願い申しあげご挨拶といたします。ありがとうございました。

婦人部会長あいさつ

鳴門間税会
婦人部会長
松浦素子

年頭にあたり、新春をお祝いいたしますと共に、皆様のご健康、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

平素は関税会の運営におきまして、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

間税会は、消費税の逆進性の緩和措置、社会保障対策への目的税化など、これからのわが国の小子高齢化社会を支える財源として、消費税のあり方を提言する組織です。皆様のお声を頂戴し、税制当局に発信し、国民の声が反映されるように活動することが目的です。

昨年は消費税が改正され、企業運営、ご家庭の日々の消費においても大きな影響を実感する年となりました。この重みを意義あるものとするため、今後とも、間税会活動へのご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

本年は戦後70年目の年となります。私自身が日本の復興を象徴したと云われる戦後19年後に開かれた東京オリンピックの年の生まれになりますので、日本が先進国の仲間入りをし、世界を牽引する国にまで発展させた時代をまさしく生きていたのだ、と改めて先人達に感謝するところです。
その後、失われた20年と云われる時代を経て日本経済は低迷期からの脱出を試み続けています。その中、昨年は2020年、2度目の東京オリンピック開催が決定いたしました。オリンピックに向け、日本は今、まさしく第２の復活前夜にあると信じてやみません。

その中心となるのは全国の中小企業であり、その中小企業の多くは日本文化や技術、サービスをあらたな視点で捕らえ、進化させているように思います。戦後は欧米化が中心の進化でしたが、この度は、クールジャパン、かっこいい日本を取り戻そう！見直そう！というエネルギーが膨らんできていると感じております。私達自身が誇りを取り戻す時期ではないでしょうか。

地元では昨年末、兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会が設立されました。また、2018年に向け「なると第九」がアジア初演から100周年のブランド推進もスタートしたようです。鳴門の豊かな自然・景観・農産物・産業も含めて誇れる時代を担えるよう、皆様と協力しながら、実りある一年になることを祈念しております。

鳴門税務署長表彰

鳴門間税会
天羽　修

私は、平成26年11月13日に申告納税制度の普及発展において、鳴門税務署長様より表彰していただきました。

昭和58年１月に土木資材・ボルトナット販売会社を創業しました。創業当初は私を含めて４名でした。

始めた頃は非常に景気が悪く、朝早くから夜遅くまで仕事ばかりしたものです。２～３年してから高速道路工事が始まり、売上がアップしていきました。あっという間に社員数が45名になっていました。若い時は納税意識があまりなく、反省するところが大いにあります。年を取るにつれて納税をすることによって会社が認められる、信用が上がることを知りました。一時は、申し分のないほど利益を出したこともありました。

土木系は日本の製作によりコンクリートから人へと景気は左右され、低迷が続き、販売先の倒産・廃業が相次ぎ先行き不安になり縮小することになりました。

現在は娘婿に事業を引渡し、私は一線を退いております。三十数年間はあっという間でした。

この度、このような表彰を受けたことは非常に光栄に思います。

これからは、間税会の為、会員の為に努力していく所存です。

この度は本当にありがとうございました。

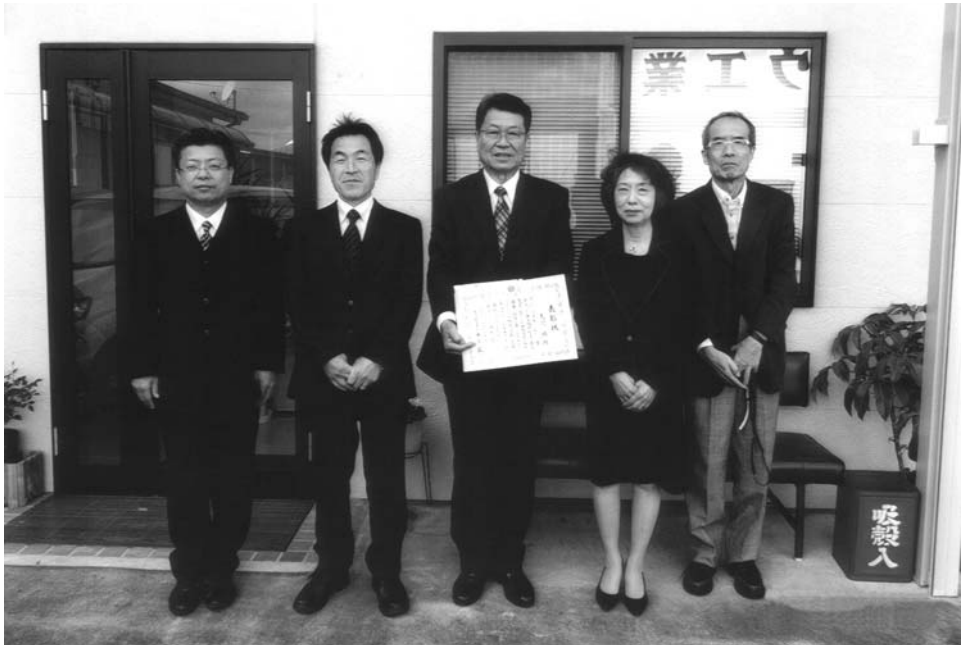

間税会会員の皆様へ

国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設します。会社員の方でも確定申告をする方が数多くおられ、申告書の作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」をご案内するものとなっています。

つきましては、次の「あなたの確定申告をサポートします」を特集ページ内の「源泉徴収義務者の方へ」に掲載していますので、ファイルをダウンロードの上、社内ＬＡＮ等で社員の皆様へ情報提供していただくようご協力をお願いいたします。　　鳴門税務署

あなたの確定申告をサポートします

～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- 医療費控除の還付申告
- 住宅ローン控除の還付申告

また、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

■申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- 24時間いつでも使えます（メンテナンス時間を除きます。）。
- 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- 作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。
- また、電子申告等データを作成すれば、e-Tax により申告等を行うことができます。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

① ネットで申告
② 添付書類の提出省略
（書類の提出又は提示を求められることがあります。）
③ 還付がスピーディー
④ 確定申告期間中は24時間受付
（メンテナンス時間を除きます。）
※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。

■そのほかにもできること、いろいろ

- 確定申告書の用紙をダウンロードする。
- 確定申告の手引きをダウンロードする。
- 税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- 税務署の所在地等を調べる。

■動画で分かりやすく解説

インターネット番組（Web-TAX-TV）では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。

税務署からのお知らせ

◇ ご自宅のパソコンで申告書等の作成が出来ます！

パソコンをお持ちの方は国税庁ホームページにアクセスしてください。

・国税庁ホームページアドレス　http://www.nta.go.jp

・e-Tax ホームページアドレス　http://www.e-tax.nta.go.jp

◇ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分については、所得税と興特別所得税を併せて納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れのないようご注意ください。

◇ 消費税の申告について

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成 26 年４月１日から８％に引き上げられました。
平成 26 年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率（５％）が適用されたものと新税率（８％）が適用されたものに区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

◇ 贈与税の申告と納税をお忘れなく！

平成 26 年１月１日から平成 26 年 12 月 31 日の１年間に、個人からもらった財産の価額が 110 万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

なお、贈与により取得した財産について、①相続時精算課税制度の適用を受ける場合、②住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合、③配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

◇ 平成 26 年分の確定申告期限及び納期限等

税　　目	申告期限及び納期限
所得税及び復興特別所得税	平成 27 年 3 月 16 日（月）
消費税及び地方消費税	平成 27 年 3 月 31 日（火）
贈　与　税	平成 27 年 3 月 16 日（月）

◇ 鳴門税務署の確定申告会場の開設期間等

開設期間	受付時間	受付時間	提出書類受付時間
平成 27 年２月２日（月）～平成 27 年３月 16 日（月）	8:30～16：30	9:00～17:00	8:30～17:00

※税金の還付等を受けるための確定申告書は、平成 27 年１月１日以降提出することができます。
※土・日曜日及び祝日は鳴門税務署での相談及び受付は行っていません。
（郵送等または鳴門税務署時間外収受箱への投かんにより申告書等を提出することはできます。）

◇ 振替納税をご利用の方の振替納付日

税　　目	振　　替　　日
所得税及び復興特別所得税	平成 27 年４月 20 日（月）
消費税及び地方消費税	平成 27 年４月 23 日（木）

※預金残高のご確認をお願いします。

平成27年１月１日から相続税が変わりました！

相続または遺贈等によって財産を取得した人で、その取得した財産に係る課税価格の合計額が相続税の基礎控除額（下記計算式により算出された額）を超える場合には、相続税の申告をする必要があります。

《改正後の基礎控除額》
3,000万円　＋　（600万円×法定相続人の数）
《計算例：法定相続人が配偶者と子２人の場合》
3,000万円＋（600万円×３人）＝4,800万円（遺産に係る基礎控除額）

※申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日です。

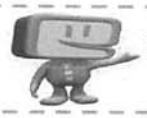

国税庁ホームページでは、相続税等の関連情報を集約した特集ページを開設しているほか、相続税の申告の要否を納税者自身が確認できるよう、「相続税のあらまし」及び「申告要否の簡易判定シート」を掲載していますので、是非、ご利用ください。

www.nta.go.jp　詳しくは　国税庁　で　検索

相続税

相続税のしくみ

【適用関係】「改正１」から「改正４」までの改正は、平成２７年１月１日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

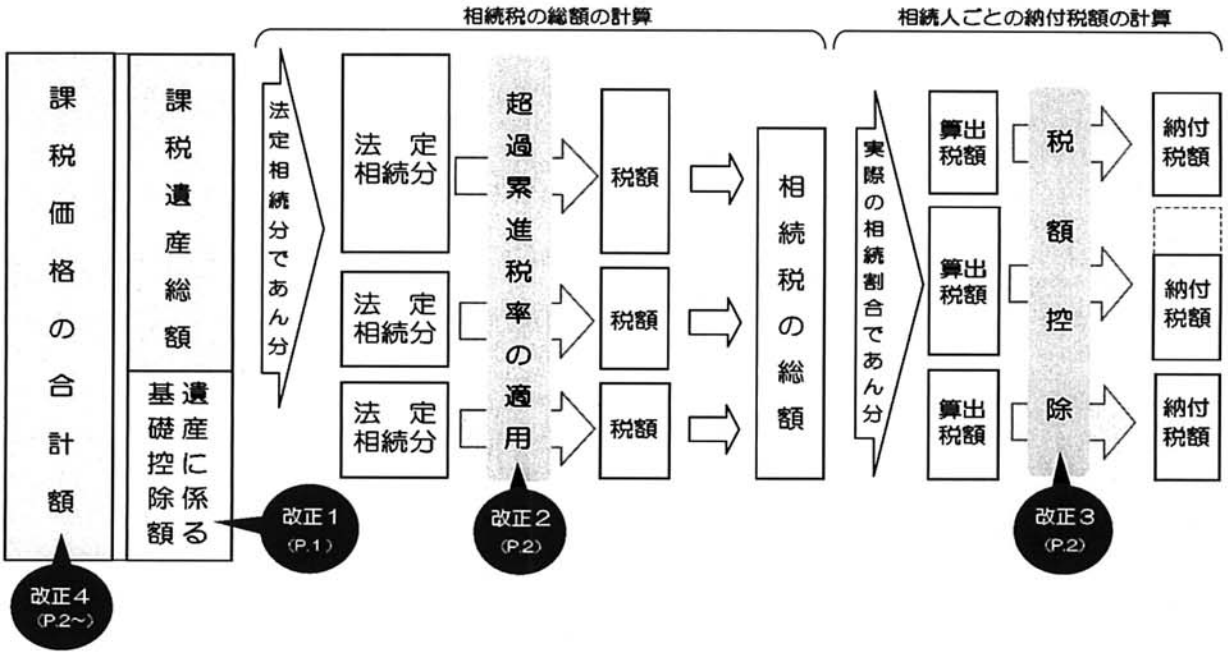

相続税　改正１　遺産に係る基礎控除

○　**遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。**

【改正前】	【改正後】
5,000 万円 ＋ （1,000 万円 × 法定相続人の数）	3,000 万円 ＋ （600 万円 × 法定相続人の数）

遺産に係る基礎控除額

被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格 (※1)）の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000 万円と 600 万円に法定相続人の数 (※2) を乗じて算出した金額との合計額）を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から 10 か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※１　「各人の課税価格」

各人の課税価格 ＝ ［相続又は遺贈によって取得した財産の価額 ＋ 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産の価額 － 債務・葬式費用の金額］ ＋ 相続開始前３年以内に被相続人から取得した暦年課税適用財産の価額

※２　「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。

また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は１人、被相続人に実子がない場合は２人までとなります。

「遺産に係る基礎控除額」の計算

例　法定相続人が、配偶者と子２人の場合

3,000 万円 ＋ （ 600 万円 × ３人 ） ＝ 4,800 万円（遺産に係る基礎控除額）

相続税 改正２　相続税の税率構造

○　最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
～ 1,000万円以下	10％	10％
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15％	15％
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20％	20％
5,000万円超 ～ 1億円以下	30％	30％
1億円超 ～ 2億円以下	40％	40％
2億円超 ～ 3億円以下		45％
3億円超 ～ 6億円以下	50％	50％
6億円超 ～		55％

※　「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

「相続税の総額」の計算

例　課税価格の合計額が２億円、法定相続人が配偶者と子２人の場合

２億円（課税価格の合計額）－ 4,800万円（遺産に係る基礎控除額）＝１億5,200万円（課税遺産総額）

・　配偶者（法定相続分１/２）　7,600万円 × 30% － 700万円 ＝ 1,580万円 …　①

・　子　（法定相続分１/４）　3,800万円 × 20% － 200万円 ＝ 560万円 …　②

①＋②×２ ＝ 2,700万円　（相続税の総額（P.1「相続税のしくみ」税額の合計額））

相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

相続税 改正３　税額控除

○　未成年者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】20歳までの１年につき **6万円**

【改正後】20歳までの１年につき **10万円**

「未成年者控除の控除額」の計算

例　相続人が15歳の場合　20（歳）－15（歳）＝５

10万円 × ５ ＝ 50万円（未成年者控除額（P.1「相続税のしくみ」税額控除））

○　障害者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】85歳までの１年につき **6万円**（特別障害者 **12万円**）

【改正後】85歳までの１年につき **10万円**（特別障害者 **20万円**）

相続税 改正４　小規模宅地等の特例

○　居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。（P.3 1参照）

【改正前】限度面積 **240㎡**（減額割合 80%）

【改正後】限度面積 **330㎡**（減額割合 80%）

○　居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。（P.3 2参照）

【改正前】特定居住用宅地等 240㎡ ＋ 特定事業用等宅地等 400㎡ → **合計400㎡まで適用可能**

【改正後】特定居住用宅地等 330㎡ ＋ 特定事業用等宅地等 400㎡ → **合計730㎡まで適用可能**

（貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限ります。）

小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地等のうち限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

● 相続税・贈与税共通

相続税 贈与税　改正　事業承継税制

○　非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（以下「事業承継税制」といいます。）の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われます。主な改正の内容は次のとおりです。

※「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。

改正事項			改正内容
事前確認制度		1	経済産業大臣の認定を受けるための要件であった「経済産業大臣の確認」の制度が廃止されました。(注)
適用要件	会社の要件	2	資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）について、特例の適用を受けるための要件が、次のとおり変わります。（改正部分：下線） ① 商品の販売・貸付け等を３年以上行っていること（同族関係者などへの貸付けを除きます。） ② 後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が５人以上いること ③ 後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有又は賃借していること
	後継者の要件	3	後継者の要件のうち、被相続人等の「親族」であることとする要件が廃止されます。
	先代経営者の要件	4	先代経営者（贈与者）が、贈与時において「役員」の場合であっても、特例の適用を受けることが可能となります。【贈与税のみ】 改正前：役員でないこと　改正後：代表権を有していないこと
	担保提供	5	特例の適用を受ける会社が株券不発行会社であっても、一定の書類を提出することにより、株券を発行することなく株式を担保として提供することが可能となります。
納税猶予期限の確定事由（※1）		6	経営承継期間（※2）における常時使用従業員数に係る納税猶予期限の確定事由が、次のとおり変わります。 改正前：経営承継期間毎年、贈与又は相続開始時の雇用の８割以上を確保すること 改正後：経営承継期間平均で、贈与又は相続開始時の雇用の８割以上を確保すること
		7	代表権を有しない役員である先代経営者（贈与者）が、会社から給与等の支給を受けた場合であっても、納税猶予期限の確定事由に該当しないこととなります。【贈与税のみ】
		8	納税猶予期限の確定事由である「総収入金額が零となった場合」の判定について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外されます。（改正部分：下線） （特例の適用時における総収入金額の判定も同様です。）
納税猶予税額の計算		9	納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から先に控除するなど納税猶予税額の計算方法が変更されます。【相続税のみ】
		10	特例の適用を受ける会社が資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）に該当する場合において、その会社等が一定の上場株式等を保有するときには、納税猶予税額の計算上、その会社等がその上場株式等を保有していないものとして計算することとなります（改正事項「11」の納税猶予税額の再計算を行うときに限ります。）。
		11	経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することが可能となります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。
納税等	延納・物納	12	改正事項「６」の確定事由により猶予期限が確定した納税猶予税額について、相続税については延納又は物納、贈与税については延納の選択が可能となります。
	利子税	13	経営承継期間の経過後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されることとなります。
提出書類		14	申告書等の提出時に提出する添付書類のうち、一定のものが提出不要となります。

※1　「納税猶予期限の確定事由」とは、納税の猶予が打切りとなる一定の事由（例えば、非上場株式等の譲渡、贈与など）をいいます。

2　「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの期間をいいます。

（注）　改正事項「１」は、平成25年4月1日以後に受ける認定について適用されます。

【適用関係】

上記の改正（改正事項「１」を除きます。）は、原則として、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。

なお、改正前の事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合であっても、一定の要件を満たす場合には、選択により、平成27年1月1日以後の期間について改正後の事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧いただくか、税務署にお尋ねください。

(H26.10)

社会保障・税番号制度の早わかり

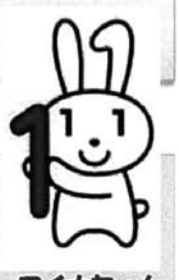

番号制度とは？

○　個人及び法人に対して、悉皆的に唯一無二の番号を付番し、それによって、①個人番号や法人番号を活用して、効率的に情報管理・利用及び迅速な情報のやりとりをすること、②手続の簡素化により国民の負担を軽減すること、③個人番号を含む個人情報（特定個人情報といいます。）の適正な取り扱いを確保することが、番号法の目的とされています。

○　平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が開始されます。

○　税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号とは？

○　住民票を有する全ての者に対して、１人１番号の個人番号を住所地の市町村長が指定します。氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号を記載した「通知カード」により通知されます。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。

○　個人番号は社会保障、税、災害対策の分野に、利用範囲が限定されています。

○　番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。本人から個人番号の提供を受ける場合には、行政機関等が番号法に基づいて、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行うことが求められています。

個人番号カードとは？

○　表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本４情報）と顔写真、裏面に個人番号が記載されたＩＣチップ付カードです。

○　一般的には、身分証として利用できるほか、税分野においては、申告書や法定調書など税務関係書類を税務署に提出する際の本人確認などに使用されます。

○　平成２８年1月以降、通知カードと共に送付される申請書を市町村に提出することにより交付されます。その際、通知カードを返納します。

法人番号とは？

○　国税庁長官が、法人等に対して、法務省から提供される会社法人等番号などを基礎として、１法人１番号の法人番号を指定し、書面により通知します。

○　法人番号は原則公表され、法人等の基本３情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供することを予定しています。

○　利用範囲に限定はなく、民間での自由な利用も可能です。

国税分野での利用は？

○　納税者等は、確定申告書等の税務関係書類に個人・法人番号を記載することが求められることとなります。

①　所得税：平成28年分の申告書から
②　法人税：平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
③　法定調書：平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから（※）

（※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

○　個人番号が記載された申告書等を提出する際には税務署等で本人確認をさせていただきます。また、法定調書提出義務者においても、金銭の支払を受ける者等の本人確認を行うことが必要となります。

国税庁